

大熊町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度により大熊町への寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」）を贈呈することにより、本町の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大による地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「協力事業者」）を募集します。

2 事業概要（寄附申込から返礼品発送、代金支払までの流れ）

- ① 寄附者から本町に対する寄附の申込
※申込方法は、ふるさと納税ポータルサイト、郵送及びFAXによる大熊町あての申込
- ② ポータルサイトから返礼品取りまとめ事業者への寄附情報連携
- ③ 返礼品取りまとめ事業者から協力事業者に返礼品発注
- ④ 協力事業者から寄附者に返礼品を発送
- ⑤ 協力事業者と返礼品取りまとめ事業者において、代金請求及び支払手続き
- ⑥ 返礼品取りまとめ事業者と本町において、代金請求及び支払手続き

3 返礼品協力事業者の要件

協力事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が協力事業者として適当でないとした場合は、この限りではありません。

- (1) 本町に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本町内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者であること。ただし、町内で生産された農産物、畜産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本町をPRしていると認められる場合は、町外の事業者も可能とする。
- (2) 税の滞納がない事業者であること。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (4) 生産物賠償責任保険（PL保険等）またはこれに準ずる保険に加入すること。
- (5) 大熊町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない事業者であること。
- (6) 個人情報保護法並びに大熊町個人情報保護条例施行条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (7) ふるさと納税制度を理解し、適切な制度運営のために本町の指示等に適切な対応ができること。
- (8) 応募資格確認に関する調査及び適正な事業実施を確保するため本町が行う調査・確認

に応じること。

- (9) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境、または FAX を有しており、発注・発送等の連絡が確実にできる環境が整っていること。
- (10) 発送遅延・季節商品のトラブルを防止するため、年末出荷計画の提出や繁忙期前の在庫確保の指示を要請できること。

4 返礼品の要件

返礼品は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 前項3の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加工食品、生鮮食品、工芸品等であり、総務省が定める「地場産品基準」に適合していること。
- (2) 体験型返礼品に関しては、観光・文化及びその他地域資源を活用した本町の魅力を十分に体感できる事業とし、協力事業者においては、体験者が傷害保険等の任意保険に加入するなど、最大限の安全に配慮した返礼品構成とすること。
- (3) 品質及び数量において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めること。
- (4) 生産・品質管理体制の強化に努めることとし、飲食物にあたっては、原則として寄附者に返礼品が到着する際に1週間以上の消費期限または賞味期限の50%以上の期間が保証されていること。
- (5) 原則、返礼品取りまとめ事業者が指定する配送業者による配送が可能であり、特別な配送を要しないこと。通常の配送サイズによる配送が難しい場合や、より安価な方法による配送が可能な場合は別途、ご相談ください。

※総務省の地場産品基準は随時見直しが行われております。基準が変更になることにより、出品済みのものでも出品できなくなる場合があります。

5 募集期間

協力事業者の応募については随時受付いたします。

6 募集する返礼品の寄附設定金額

返礼品の提供価格（税込）が寄附額の3割を超えない範囲で本町において個別に経費を算出し、寄附金額を設定します。

7 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、メール、郵送または持参にて提出してください。また、ふるさと納税ポータルサイト掲載のため、返礼品情報の登録も並行して行っ

てください。なお、申請にかかる費用の一切は、協力事業者の負担とします。

- ア 大熊町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼変更届
- イ 大熊町ふるさと納税返礼品登録申請書
- ウ 誓約書
- エ 商品の説明などパンフレットがある場合、そのパンフレットなど

8 事業者及び返礼品の選定・取消し

- (1) 申込みいただいた事業者及び商品の返礼品としての採用結果については、別途、町から連絡します。
- (2) 返礼品に関する具体的な内容（規格・数量・取扱い期間等）は、町及び返礼品取りまとめ事業者と調整いただきます。
- (3) 協力事業者及び商品の返礼品としての決定を受けた以降は、特段の意思表示がない限り、翌4月1日から1年間の自動更新となります。その後も同様となります。
- (4) 選定された協力事業者及び返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、また、提出書類に虚偽があった場合もしくは町に損害を及ぼす行為があった場合は選定を取り消すものとします。

9 損害賠償

協力事業者において、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、または契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があり、本町に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合は、本町は当該協力事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

10 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて返礼品の発送に必要な場合、寄附者または返礼品の受取人の住所等を提供します。個人情報の取扱いについては、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品発送以外に利用することはできません。
※ふるさと納税の返礼品送付に係る手続き上知り得た情報により、協力事業者から寄附者への個別のダイレクトメールなどの送付はできません。
- (2) 返礼品代金の支払いについて
 - (ア) ポータルサイト「さとふる」からの寄附申込分の返礼品代金については、(株)さとふるから支払われます。
 - (イ) 本町へ直接寄附の申込分の返礼品代金については、本町より支払われます。
 - (ウ) ポータルサイト「さとふる」からの寄附申込分の返礼品送料については、(株)

さとふるが立替えて、本町に対して請求しますので、協力事業者からの支払いはありません。

(エ)本町へ直接寄附の申込分の返礼品送料については、本町より支払われます。

- (3) 寄附者への返礼品の発送は、協力事業者の責任において、遅滞なく行ってください。
- (4) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、協力事業者の責任において、対応してください。ただし、寄附者の過失等、協力事業者の責めに帰さない理由により再発送を行った場合は、町と事前に協議し、その費用負担を決めることとします。
- (5) 配送業者の配送事故等については、配送業者との取り決めにより対応してください。
- (6) この要項は、予告なしで変更する場合がございますので、ご了承ください。
- (7) この要項に記載ない事項については、本町との協議によるものとします。

11 提出先及び問合せ先

大熊町役場 総務課財政係 宛

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号：0240-23-7582(直通)

FAX：0240-23-7845

E-mail: furusato-nouzei@town.okuma.fukushima.jp

附則 この要項は、令和8年4月1日から施行する。